平成２４年（再イ）第１号

長野県小諸市大字御影新田1970番地５
再生債務者　小林　良長
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月25日
長野地方裁判所佐久支部再生係

平成２４年（再イ）第２８号

大阪府泉南郡熊取町小垣内４丁目1193番地の２
再生債務者　吉本　　弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月25日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第 13 号

草加都市計画事業八潮南部中央一体型特定土地区画整理審議会委員選挙の選挙期日を平成24年11月11日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定に基づき、公告する。

また、この選挙についての選挙人名簿を、下記のとおり縦覧に供するので、同令第21条第２項において準用する同令第３条の規定に基づき、公告する。

平成 24 年８月７日
独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
本部長　安達　哲郎
記

1　縦覧開始の日　平成24年９月７日
（縦覧期間２週間）
2　縦覧時間　午前９時15分から
午後５時40分まで
3　縦覧場所　埼玉県八潮市八潮１―27―１
独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
埼玉常磐開発事務所
八潮南部中央地区事務所

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成 24 年８月７日　　鹿児島県教育委員会
1　失効した免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者、氏名、本籍地
⑴　中学校教諭一種免許状（数学）、平１中１第10969号、平成１年３月31日、東京都教育委員会、加藤　俊一、鹿児島県
⑵　高等学校教諭一種免許状（数学）、平１高１第10990号、平成１年３月31日、東京都教育委員会、加藤　俊一、鹿児島県
2　失効年月日
平成24年７月20日
3　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成 24 年８月７日　　鹿児島県教育委員会
1　失効した免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者、氏名、本籍地
⑴　小学校教諭一種免許状、平一七小一第〇二〇五号、平成18年３月24日、鹿児島県教育委員会、上園　淳一、鹿児島県
⑵　中学校教諭一種免許状（国語）、平一七中一第〇三二九号、平成18年３月24日、鹿児島県教育委員会、上園　淳一、鹿児島県
⑶　高等学校教諭一種免許状（国語）、平一七高一第〇四九一号、平成18年３月24日、鹿児島県教育委員会、上園　淳一、鹿児島県
2　失効年月日
平成24年７月20日
3　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・生年月日不詳、自称74歳の「田所聖山」、性別男性、身長約155㎝、体型やせ型、白髪混じり、着衣はえんじ色シャツ、ベージュ色長袖シャツ、肌色長袖シャツ、グレー色ジャージズボン、グレー色ベスト、グレー色股引、茶色パンツ
上記の者は、平成24年５月31日午前９時35分頃、札幌市西区二十四軒４条４丁目のアパートにおいて、死亡しているところを発見された。
身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨を保管してありますので心当たりの方は、当市西区保健福祉部までお申し出下さい。
平成 24 年８月７日
北海道　　札幌市長　上田　文雄

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢60歳くらいの男性、身長168㎝、体格普通、頭髪白髪、長袖ワイシャツ、白色ブリーフ、ジーンズを着用
上記の者は、平成24年６月４日午前11時13分頃神奈川県綾瀬市小園1313番地５プレステージ赤坂303において死体で発見されました。平成24年４月下旬頃死亡したものと推定されます。遺体は火葬に付し、遺骨を保管しているのでお心当たりの方は、本市福祉部福祉総務課まで申し出てください。
平成 24 年８月７日
神奈川県　　綾瀬市長　笠間城治郎

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・性別・年齢不詳、着衣、所持品なしの白骨化死体（頭蓋骨のみ残存）
上記の白骨化死体は、平成24年４月27日午前９時頃金沢市娚杉町イ100番地１から北方約200ｍの山中（林道笠松線東側の崖下100ｍ）で発見されました。
同死体は火葬に付し、金沢市野田山墓地に安置してあります。心当たりの方は、金沢市福祉局生活支援課まで申し出てください。
平成 24 年８月７日
石川県　　金沢市長　山野　之義

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳、男性、一部白骨化、遺留金品なし、黒色のズボン下、ボクサータイプのパンツ、右のみ黒色の靴下を着用
上記の者は、平成24年７月７日午後４時頃、鹿児島県志布志市志布志町安楽296番地１新若浜国際コンテナターミナル先の岸壁で発見されたものです。身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市福祉課まで申し出てください。
平成 24 年８月７日
鹿児島県　　志布志市長　本田　修一

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による浜松都市計画事業南浅田土地区画整理事業の仮換地の使用収益開始日の通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法133条第１項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容をつぎのとおり公告する。
平成 24 年８月７日
浜松都市計画事業
南浅田土地区画整理事業
施行者　浜松市
代表者　浜松市長　鈴木　康友
記

1　書類の送付を受けるべき者
水野　茂吉、佐藤庄次郎、水野清五郎、清川庄太郎
2　書類の送付を受けるべき者の通知の内容
浜都市第816号平成24年３月21日付土地区画整理法第99条第２頂の規定による仮換地の使用収益開始日の通知
使用又は収益を開始することができる日、平成24年４月１日、街区、37街区、画地、３－１画地、地積、269.61㎡
⑴　この通知について不服がある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対して審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています）なお、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この通知の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
⑵　この通知については、この通知があったことを知った日（上記１の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は、浜松市長となります）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この通知の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
この通知については、浜松市中区南浅田二丁目南浅田公民館の掲示板に掲示してある。